

# 与那原町事業者支援事業

## 【申請受付要項】

### 【対象者】

本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者（フリーランス含む）であり、令和2年3月1日以前に営業を開始し、昨年同月と比較し売上げが25%減少している者

### 【給付額】

1事業所あたり一律10万円（現金支給または指定口座への入金のいずれかを選択できます）

### 【受付期間】

令和2年5月20日（水）から同年7月31日（金）まで

### 【申請方法】

下記のいずれかの方法で申請することができます。

#### (1)窓口申請の場合（完全予約制）

ア）与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原16番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-5323

イ）与那原町商工会（与那原町字与那原3090番地の8）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-3513

#### (2)郵送申請の場合（令和2年7月31日（金）の消印有効）

#### （郵送先）

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

～詳細については受付概要をご確認ください～

## 与那原町事業者支援事業 申請受付概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた与那原町内事業所に対して支援金を給付し、その経営等を支援する。

### 2. 申請要件

本支援金の申請要件は、次のすべての要件を満たす者（以下「申請者」という）とする。

- (1) 本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者（フリーランス含む）。
- (2) 次のいずれかの場合で、令和2年3月1日以前に営業を開始し、売上げが減少している企業及び個人事業者（フリーランス含む）。

#### ア) 業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年6月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について売上げが25%以上減少している事業者

#### イ) 業歴が1年未満の場合

令和2年4月から同年6月のいずれかの月の売上げが、それ以前の月より25%以上減少している事業者

- (3) 令和元年12月末日までを期限とする本町の公的義務（町税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 3. 給付額

1事業所あたり一律10万円（現金支給または指定口座への入金 of いずれかを選択できます）

### 4. 申請受付期間

令和2年5月20日（水）から同年7月31日（金）（土・日・祝日は除く）

※窓口での申請の場合は**事前予約制**となっています。必ず電話予約をした後いらしてください。

※郵送の場合は7月31日（金）の消印有効

### 5. 申請手続き等

本支援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（窓口または郵送での提出）

- (1) 窓口で申請の場合（事前予約制。必ず事前に電話予約をしてください。）

ア) 与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原16番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-5323

イ) 与那原町商工会（与那原町字与那原3090番地の8）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-3513

(2) 郵送で申請の場合

郵送での申請は与那原町役場観光商工課のみで取り扱います。

7月31日（金）の消印有効。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法がおすすめです。

(郵送先)

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地  
与那原町役場 観光商工課

(3) 申請書及び請求書の入手方法

各申請窓口、または下記HPより申請書及び請求書のダウンロードができます。

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>（与那原町 HP）

<https://r.goope.jp/yonabaru-shoko>（与那原町商工会 HP）

6. 申請時必要書類

以下の(1)から(5)までの資料を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(1) 与那原町事業者支援事業申請書及び請求書

(2) 本人確認書類（写し）

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①(法人)法人代表者（支店長等含む）の運転免許証・パスポート・保険証等の写し

②(個人)運転免許証・パスポート・保険証等の写し

(3) 通帳表紙及び表紙裏面の写し（振込を希望される方のみ）

(4) 売上が減少していることが確認できる資料

※以下の①又は②のいずれか

①業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年6月までの間で、前年同月と比べ売上が25%以上減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる以下の資料

ア) 本年(売上が減少した月)の売上額：売上額を確認できる帳簿（様式は問わない）の写し

イ) 前年(売上の比較月)の売上額：

(法人は次のいずれか1つ)

直近の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書写し、または売上額を確認できる帳簿の写し

(個人は次のいずれか1つ)

直近の確定申告書別表一写し、市町村民税申告書類の写しまたは売上額を確認できる帳簿の写し

②業歴が1年未満の場合

令和2年4月から6月の売上がそれ以前の月よりも25%以上減少していることについて、売上額を確認できる帳簿（様式は問わない）の写し

(5) 事業所の営業実態等の確認書類

※以下の①、②のいずれか（与那原町商工会員であれば営業実態を照会しますので不要です。）

①営業するにあたって取得が必要な免許・許可の写し（飲食店営業許可、酒類販売業免許等）

②店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名の記載のある検針票・領収書等の写し）※令和2年1月以降の月の利用実績

7. 支給の決定

(1)窓口での申請の場合

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請日当日に与那原町役場会計課にて現金支給します。振込をご希望される方は申請日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

(2)郵送での申請の場合

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請書が届いた日から1営業日程度で申請者へ現金受取のご連絡をいたします。振込をご希望される方は申請書が届いた日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

8. 不支給の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知）を発送します。

9. その他

(1) 窓口での申請は事前予約制となっております。予約がないまま窓口に行かれた場合、対応できないこともありますので必ず事前に電話予約をしてください。

(2) 現金支給をおこなう際は押印が必要となります。窓口に来る方の認印（シャチハタ除く）をご準備ください。

(3) 体温が37.5度以上ある方や体調のすぐれない方は窓口での申請はご遠慮願います。郵送による申請も可能となっておりますので、そちらもご利用ください。

(4) 窓口で申請される方はマスクを着用するなど、感染症対策をお願いします。

(5) 申請受付期間中に事業所の名称、代表者等を変更した場合は、原則本支援金申請を行うことはできません。

(6) 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。

(7) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、与那原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。

